

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

SNS 広告等を活用した青少年のフィルタリング利用啓発業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和7年12月19日まで

(4) 入札方法

入札は、紙面による入札により行い、郵便等による入札を認める。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。なお、契約金額は本件業務に係る委託料上限額とし、委託料の額の確定額は、委託料上限額と本件業務の実績額とのいずれか低い額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であり、鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県子ども家庭部家庭支援課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町1-220

鳥取県子ども家庭部家庭支援課青少年担当

電話 0857-26-7076

電子メール kateishien@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年3月19日（水）から同月27日（木）正午までの間にインターネットの鳥取県子ども家庭部家庭支援課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/seishounen-katei/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年3月19日（水）から同月27日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（27日は正午まで）とする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1) の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 31 日（月）午後 3 時即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 28 日（金）午後 5 時必着とする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町 1-220
鳥取県庁議会棟 3 階 第 1 2 会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参の方法により令和 7 年 3 月 27 日（木）正午までに 4 の (1) の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札書は、入札者及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ封かんした上、提出すること。

郵便等による入札を希望する場合は、第 1 回目、第 2 回目及び第 3 回目の入札書を、別々の封筒に入れて封かんした上、それぞれの封筒の表面に調達案件の名称、回数及び業者名を記載し提出すること。なお、第 2 回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。使用しなかった入札書は担当部局において廃棄するものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

不要（請書による）

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。